

第2期 明石文化芸術創生基本計画 (素案)



明石市

～明石の風土と文化～

明石市は東経135度の子午線上に位置しており、日本標準時の設定後※1、いち早く子午線標識を設置したことから、「子午線のまち」として有名になりました。

面積は49.42 km²で、瀬戸内海に面し、南北は最長9.4 km、東西は最長15.6 kmと、雄大な明石海峡大橋を眺望できる長い海岸線を有しています。

自然に恵まれた風光明媚な明石は古く万葉の時代より歌に詠まれ※2、源氏物語の舞台ともなりました。江戸時代には松尾芭蕉、明治大正期には、島崎藤村、倉田百三、尾上柴舟、長塚節といった著名な文学者や歌人、俳人を魅了しました。現在でも伝統芸能や古典文学に高い関心を生む土壌となっています。

城下町として栄えた江戸時代は、初代城主小笠原忠真が明石城を築城した際に、剣豪・宮本武蔵が町割をおこなったとも伝えられ、大蔵谷、大久保、魚住に本陣を置く宿場町としての一面も持つ一方、「鹿之瀬」に代表される豊かな漁場を背景にした漁業の盛んなまち、灘に対して「西灘」と称される江井島を中心とした酒造りのまちとして発展しました。

これらは現在に至るまで脈々と引き継がれ、城下町・宿場町については、明石城址、元家老屋敷、町名、旧街道のまちなみなどにその名残を留めるとともに、漁業、酒造りについても現在の明石の特色ある産業の一部となっています。

近代に入ると市内では俳句会や短歌会が多く開催され、能楽も盛んになる一方、洋画や西洋音楽を愛好する人たちが集い、その後の市民の文化活動を牽引していく人たちが多数登場してきます。明石ゆかりの文化人としては、建築家の横河民輔※3、日本画の橋本関雪※4、音楽家の菅原明朗※5などが有名です。

明治44年、市内最古の部類に入る本格的な木造の公共施設である中崎公会堂が完成し、その柿落としの際には夏目漱石が「道楽と職業」と題して講演しました。その後も菊池寛、佐藤春夫らの文豪が来演しました。

昭和に入ると徐々に音楽活動が市民の中に根付きはじめ、戦後、学生の吹奏楽やお母さんたちの合唱活動が盛んになったことで、明石の音楽文化が大きく花開き、昭和42年には兵庫県より「音楽の町」の指定を受けました。中でも吹奏楽活動は活発で、中学校、高等学校の吹奏楽部は毎年のように兵庫県吹奏楽コンクールで上位入賞を果たし、多くの人材を輩出しています。こうした音楽活動の盛んな土壌を下地として、平成18年には市民交響楽団を設立するなど、「音楽のあふれるまちづくり」を推進しています。

また、明石には市の無形民俗文化財の指定を受けた御崎神社の「的射」※6や岩屋神社の「おしゃたか舟」※7、県の無形民俗文化財の指定を受けた「大蔵谷獅子舞」をはじめ、市内各神社で盛んに行われている秋祭り、住吉神社の「奉納能楽会」など、地域に根付いた伝統行事も多くあり、地域のみなさんが守り、育て、継承しています。

※1 日本標準時の設定 国際子午線会議（本初子午線並計時法万国公会）の決定に基づき、1886年に日本標準時子午線が制定された。東経135度の子午線上に建設され、1960年6月10日に開館した明石市立天文科学館は、明石のシンボル（ランドマーク）となっている。

※2 明石を詠んだ代表的な歌 「ともしびの 明石大門に入らむ日や 漕ぎ別れなむ 家のあたり見ず（柿本人麻呂）」や、「沖つ波 辺波静けみ 漁りすと 藤江の浦に 船ぞさわける（山部赤人）」などがある。

※3 横河民輔 1864-1945 明石出身。明治-昭和時代前期の建築家、実業家で日本の鉄骨建築の先駆者。主な設計作品は帝国劇場、東京銀行集会場、東京株式取引所など。東洋美術にも関心を寄せ、蒐集した「横河コレクション」の中国陶磁器1,200点は東京国立博物館（東洋館）に寄贈されている。

※4 橋本関雪 1883-1945 日本画家。明石藩に仕えた儒者であった父海関の長子として神戸に生まれる。帝室技芸員、帝国美術院会員、帝国芸術院会員を務め、建仁寺の襖絵が著名。二見町にある橋本関雪の別荘「白沙荘」は数奇屋風の要素や多様な様式を組み合わせた近代和風建築の雰囲気や現在に伝える貴重な遺構である（明石市重要建築物）

※5 菅原明朗 1897-1988 明石市出身。日本の作曲家、音楽の教育者、指導者、啓蒙家。日本の近代音楽の大きな功績を残す。交響写景「明石海峡」は郷土明石を主題にした管弦楽曲。

※6 的射 御崎神社で300年以上続いている神事。大前や弓立衆とよばれる5人の氏子が30メートル先の的に21本の矢を射て悪霊を払い、豊作、豊漁を祈る。

※7 おしゃたか舟 岩屋神社の夏祭りにおける海上神事。「おしゃたか」とは、神事で舟を押して行くときに唱える言葉で、「神さまがいらっしゃったか」という意味。

目 次

第 1 章	第 2 期計画の策定に当たって	1
1	これまでの経緯	
2	条例に定める基本理念、基本施策	
3	文化芸術を取り巻く環境の変化	
4	第 1 期計画に基づく取組の成果と課題	
第 2 章	第 2 期計画の基本的な考え方	8
1	計画の位置付け	
2	計画の期間	
3	目指す姿	
4	成果目標（成果指標）	
第 3 章	施策の展開方針	11
1	施策の方向性	
2	基本施策（展開方針ごとの基本施策、これまでの取組）	
	展開方針 (1)	市民による文化芸術活動のさらなる充実 11
	展開方針 (2)	文化芸術活動充実のための環境整備 13
	展開方針 (3)	文化交流の促進と連携体制の強化 15
	展開方針 (4)	地域特有の文化資源の継承と発展 18
	展開方針 (5)	次世代の育成 20
第 4 章	計画の効果的な推進に向けて	22
1	それぞれの役割	
2	推進体制	
《施策体系図》		24



第1章 第2期計画の策定に当たって

1 これまでの経緯

2001年（平成13年）12月に文化芸術振興基本法が制定され、「地方公共団体は国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する振興施策を策定し、実施すること」と定められました。そこで本市では、2009年（平成21年）3月に市民の自主性を尊重し、市民、団体等及び市が連携しつつ、文化芸術のすそ野の拡大と、魅力ある文化芸術の創造・発展を目指し、明石文化芸術創生条例（以下「条例」という。）を制定しました。その後2011年（平成23年）3月には、条例に基づき明石文化芸術創生基本計画（第1期）を策定し、この計画に沿って文化芸術に関する施策の推進に取り組んできました。

【文化芸術施策に関するこれまでの経緯】

年度		市の動向	国の動向
2001	平成13		・文化芸術振興基本法制定
2006	平成18	・文化芸術に関する事務を教育委員会から市長部局に移管し、文化芸術部を新設	
2008	平成20	・明石文化芸術創生条例を制定	
2009	平成21	・明石文化芸術創生会議を設置	
2010	平成22	・明石文化芸術創生基本計画（第1期）を策定	
2012	平成24	・中間支援組織として明石文化芸術創生財団を創設 ・組織改正により文化芸術部を文化・スポーツ部に変更	・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律制定
2016	平成28	・明石文化芸術創生基本計画（第1期）を改定	
2017	平成29	・組織改正により文化・スポーツ部を市民生活局文化・スポーツ室に変更	・文化芸術振興基本法を改正するとともに、文化芸術基本法に改称 ・文化芸術推進基本計画策定
2018	平成30		・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律制定
2019	平成31	・明石文化芸術創生財団が明石市国際交流協会と合流し、「明石文化国際創生財団」に改称 ・明石文化芸術創生会議を廃止	
2020	令和2	・明石文化芸術創生基本計画（第1期）を改定（新型コロナウイルス感染症の影響により計画期間を1年延長）	・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律制定
2021	令和3	・明石文化芸術創生基本計画（第1期）を改定（新型コロナウイルス感染症の影響により計画期間を1年延長）	
2022	令和4	・第2期明石文化芸術創生基本計画を策定（予定）	

2 条例に定める基本理念、基本施策

明石文化芸術創生条例においては、文化芸術の振興に当たって基調となる6つの基本理念と、それに関連させた5つの基本施策を定めています。（条例第3条、同第8条）

基本理念

市民一人ひとりの自主性・創造性の尊重
施策の実施内容に対する市の不介入、不干涉

過去から培われてきた地域の文化や芸術の継承・発展
魅力ある新しい文化芸術の創造

市民が等しく文化芸術活動を行うことができる環境の整備

市民一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観の理解・尊重

文化芸術を担う人材の育成

次代を担う子どもたちの心や感性、
創造性やコミュニケーション能力の育成

基本施策

地域に根ざした伝統的な文化芸術の継承・発展と
新しい文化芸術の創造に必要な施策の実施

市民の文化芸術に対する関心・理解の深化と
文化芸術活動の場・機会の拡充

文化芸術に関する情報の収集・提供

文化芸術活動を担う人材の育成

次代を担う子どもたちの文化芸術活動の場・機会の充実

※「文化芸術」と「文化芸術活動」の定義について

本計画において、「文化芸術」とは、条例に基づき「文化芸術基本法が対象とする文化芸術その他多様な文化領域を含むもの」としています。

また、「文化芸術活動」とは、「文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動」とします。なお、「参加」には「交流」、「学習」、「発表」などを含み、「交流」には、国内に限らず国際的な交流も含んでいます。

3 文化芸術を取り巻く環境の変化

(1) 社会環境の変化

ICT（情報通信技術）の急速な発展により、グローバル化と価値観の多様化が一層進んだことにより、多様な文化の受容と相互理解が重視されるようになってきました。また、少子高齢化の進展により人口構造の変化が見られ、人口減少時代における文化芸術の新たな担い手の育成や、伝統文化の継承が課題となっています。

そのような中、2015年（平成27年）には国連サミットにおいて、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsの達成に向けては、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むとともに、すべての関係者の連携・協力（パートナーシップ）が重要とされています。

文化芸術分野においても、文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくり、国際交流等、幅広い関連分野との連携を視野に入れた「総合的な文化芸術政策への転換」が求められています。

(2) 国の動向

上記のような社会環境の変化に伴い、文化芸術の振興に関連する以下の法律が改正・制定されました。

○「文化芸術基本法」（2017年（平成29年）に文化芸術振興基本法を改正）

文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲とすること、また、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを趣旨として、文化芸術振興基本法が一部改正され、法律の名称も文化芸術基本法に変更されました。

また、本法律に基づき、「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる（第1期）」が策定されています。

○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（2018年（平成30年）制定）

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に制定されたものです。

また、本法律に基づき「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。

○「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」

(2020年(令和2年)制定)

地域における文化観光(※)を推進するため、文化の振興を起点として観光の振興と地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に制定されたものです。

(※)文化観光とは？

文化観光とは、文化資源の観覧等を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光を指します。

法第2条第1項

この法律において「文化観光」とは、有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下「文化資源」という。)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。

(3) 市の状況

中間支援組織として2012年(平成24年)に公益財団法人 明石文化芸術創生財団(現・公益財団法人 明石文化国際創生財団、以下「財団」という。)を創設し、サポート機能、広報機能、人材育成機能等による新たな文化芸術の創造や振興の促進を図ってきました。

2017年度(平成29年度)の第1期計画改定以降、財団は、これまで市が実施していた文化芸術事業を受託するなど、本市における文化芸術事業の主な実施主体となっており、柔軟な発想、知識及びネットワークを活用して、効果的に様々な事業を展開しています。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

2020年(令和2年)以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、社会全体の活動自粛の流れを受けて、文化芸術活動も停滞傾向にありました。2021年(令和3年)からは少しずつ回復の兆しを見せていますが、未だ完全な回復には至っていません。

本市においても、これまで長年に渡って実施し、明石の文化として根付いてきた事業の中止・延期、開催規模の縮小を余儀なくされました。また、練習など日々の文化芸術活動の自粛に加え、市民会館等文化施設の閉館や開館時間の短縮等により、ホールや会議室の貸館稼働率の低下が顕著に現れました。

特に高齢者については、感染した場合のリスクの高さから、大勢が集まって行う活動を自粛する傾向が強くなりました。その結果、団体等の活動自粛が長期間に及び、今後の活動継続が危ぶまれるケースも見られました。また、文化事業の中止や活動自粛により、高齢者にとって外出して人と交わるという貴重な機会が減少し、生きがいの喪失につながることも懸念されます。

また、青少年については、学校内外において文化芸術の鑑賞・体験の機会等の多くが失われました。多感な青少年期において、文化芸術活動から得られる多様な刺激を受ける機会が減ることによる影響も危惧されます。

4 第1期計画に基づく取組の成果と課題

(1) 成果

第1期計画では、取り組むべき課題として以下の5つを掲げました。

- 課題1：文化芸術に触れ親しむ機会の充実
- 課題2：文化芸術を通じた交流の促進
- 課題3：伝統的な文化資源の保存・継承、有効活用
- 課題4：文化芸術の創造活動を支える人材の育成
- 課題5：文化芸術に関する情報の収集・発信の強化

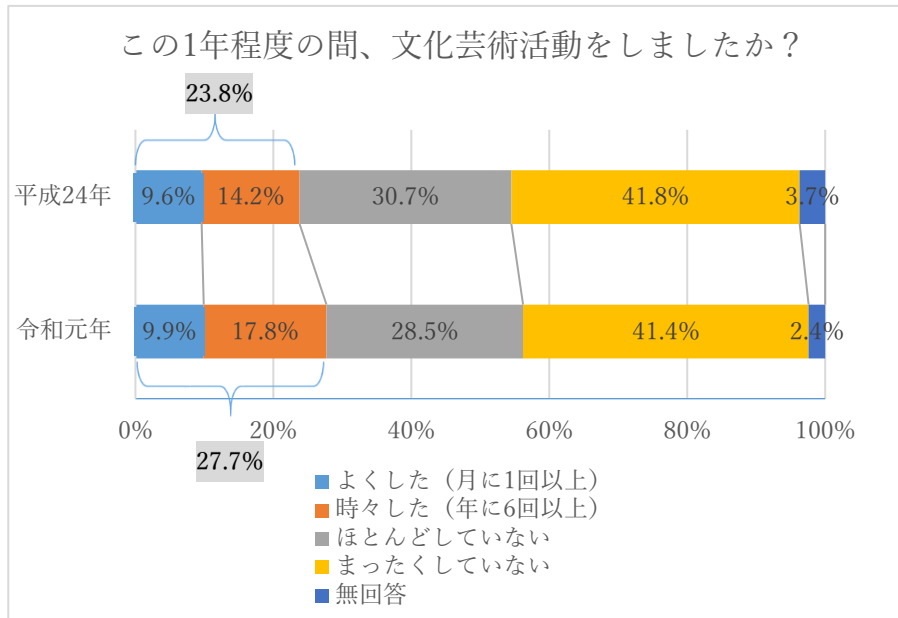
そして第1期計画策定以後、市民、団体等、市及び財団等は、それぞれの役割を踏まえ、この5つの課題に取り組み、計画を推進してきました。

とりわけ、計画策定の1年後に中間支援組織として設立した財団は、文化芸術振興の拠点となる関係団体等のゆるやかなネットワークを形成し、そして、市民と文化芸術とのつなぎ手として、上記の課題に幅広く対応するコーディネート機能を果たしてきました。また、様々な文化芸術事業の企画や運営により経験を重ね、事業の実施に必要なノウハウを蓄積することで、計画の推進体制を強化してきました。

第1期計画の策定から12年が経過しようとしています。文化芸術の振興には多種多様な側面があり、また、文化芸術に対する市民の意識は、時間をかけて徐々に醸成されていくという特徴があります。そのため、これまで取り組んできた施策が、どの程度成果を上げ、また第1期計画における目指す姿「～ひとまちも元気な「文化の息づくまちあかし」の実現～」をどの程度達成できたかを一元的に捉えることは困難です。

そこで、本市が数年おきに実施している「まちづくり市民意識調査」の結果から、市民の文化芸術活動に関する意識の変化という側面で捉えた数値を、取組の成果を表す1つの指標として検証したところ、次のとおりでした。

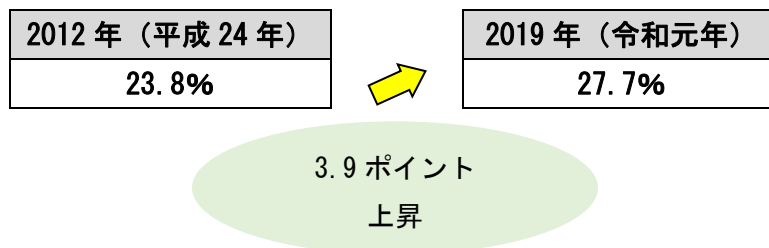
《まちづくり市民意識調査の結果》



※文化芸術活動の例：

コンサートや演劇、映画、美術などの鑑賞、文化芸術系サークル活動や茶道・いけばななどの習い事、工芸・絵画の創作など

「よくした」又は「時々した」と回答した人の割合



この意識調査において、「この1年程度の間、文化芸術活動をしましたか？」という設問に対し、「よくした」又は「時々した」と回答した人の割合は、第1期計画策定1年後の2012年(平成24年)から、2019年(令和元年)までの7年間で3.9ポイント上昇しています。

この結果から、文化芸術活動を行った市民の割合は増加しており、市民の文化芸術活動の状況には一定の向上があったものと見られます。

(2) 課題

このように、第1期計画についてはこれまでの取組により一定の進捗が見られるものの、各課題を解消したと言える状況にまでは至っておらず、一層の推進が求められます。

また、本基本計画は、条例が定める基本理念に基づき、基本施策を総合的に推進するために策定するものであることから、条例が示す本市の文化芸術に関する基本的な方向性を維持しつつ、文化芸術の振興を図っていく必要があります。

そのため、新たに策定する第2期計画においては、第1期計画に定めた方向性を継承しつつ、社会環境の変化や関連する法律の制定など、文化芸術を取り巻く変化に適応した新たな視点を加えることで、引き続きこれら5つの課題に取り組んでいきます。

なお、それぞれの課題に応じた具体的な事業実施に際しては、限りある予算や人的資源を各事業へより効果的・効率的に投入できるよう、毎年様々な角度から既存事業の見直しを行い、取捨選択と創意工夫のもと、新たな試みに積極的に取り組む必要があります。

さらに2020年（令和2年）以降の新たな課題としては、新型コロナウイルス感染症の流行により多大な影響を受けた文化芸術活動の「再興」が挙げられます。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、様々な文化芸術活動が2年以上に渡って停滞を余儀なくされました。一方で、感染拡大防止のため日常生活に様々な制約を受ける中、暮らしに潤いや彩りをもたらす文化芸術の持つ力や、社会的役割の大きさが再認識されることとなりました。

文化芸術活動が以前の勢いを取り戻し、より一層活発に展開されるよう、文化芸術の振興に取り組んでいく必要があります。

また、そもそも文化芸術は人と人との関わりあい、共に暮らしていく中で生まれ、発展してきたものですが、ウィズコロナ社会においては、これまでのように多くの人々が集まり、活発に触れ合うことを前提に活動することが難しい場合もあり、これまでとは異なる実施方法を模索していくことが求められます。



第2章 第2期計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

(1) 文化芸術基本法との関係

本計画は、文化芸術基本法第7条の2に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置付けます。

(2) 明石文化芸術創生条例との関係

本計画は、明石文化芸術創生条例第9条に規定する「文化芸術の振興に関する基本計画」として策定します。

(3) 長期総合計画等との関係

本計画は、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」及び「あかしSDGs戦略計画」に基づく、文化芸術に関連する施策の個別計画に位置付けます。

<参考> 「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」より



(4) その他の法律、計画等との関係

① 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

この法律は障害者による文化芸術活動を推進することにより、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るために制定されたものです。

また、本計画は上位計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」におけるまちづくりの方向性を踏まえ、障害の有無等にかかわらずすべての市民が等しく文化芸術活動に取り組めることを意図しており、障害者による文化芸術活動の推進についての施策を含んでいます。

このことから、本計画をこの法律の第8条に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」に位置付けます。

なお、障害者による文化芸術活動の推進に当たっては、この法律の目的が「障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進」であることから、先に策定された「明石市第5次障害者計画」及び「明石市障害福祉計画（第6期）」に掲載された事業と整合を図りながら取り組みます。

② その他の計画等

文化財の保存活用に関する事項の詳細については、「明石市文化財保存活用地域計画」において定めます。

また、文化芸術活動の推進に当たり特に関連が深い生涯学習や教育に関する分野については、別に定める明石市生涯学習ビジョン、あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）等に基づき、施策の推進を図ります。

2 計画の期間

本計画の期間は、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」に合わせ、2023年度（令和5年度）～2030年度（令和12年度）の8年間とします。

ただし、文化芸術を取り巻く社会環境の変化や「あかしSDGs戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」の改定等に応じて、随時見直します。

3 目指す姿

2030年度（令和12年度）までに目指す姿として、「文化とアートでみんながつながるまち あかし」を掲げ、その実現に向けて本計画の推進に取り組めます。



「文化とアートでみんながつながるまち あかし」

4 成果目標（成果指標）

市民の文化芸術活動に対する意識の状態を把握するため、前述の「まちづくり市民意識調査」における文化芸術活動に関する調査項目の結果を成果指標とします。

また、今後、本計画に沿って文化芸術の振興に取り組むにあたり、次のとおり目標値を設定します。

「まちづくり市民意識調査」において「この1年程度の間、文化芸術活動をしましたか？」という問いに対して、「よくした」「時々した」と答えた人の割合

（前回調査）	目標値
2019年（令和元年） 27.7%	2030年（令和12年） 33%

※文化芸術活動の例：
コンサートや演劇・映画・美術などの鑑賞、文化芸術系サークル活動や
茶道・いけばななどの習い事、工芸・絵画の創作など



第3章 施策の展開方針

1 施策の方向性

第1期計画では、施策の展開方針を11項目掲げていましたが、本計画では、5項目へと整理、再編しました。

これらに基づく施策を積極的に推進することにより、各課題の解消を目指します。

5つの展開方針

- (1) 市民による文化芸術活動のさらなる充実
- (2) 文化芸術活動充実のための環境整備
- (3) 文化交流の促進と連携体制の強化
- (4) 地域特有の文化資源の継承と発展
- (5) 次世代の育成

2 基本施策（展開方針ごとの基本施策、これまでの取組）

展開方針

1

市民による文化芸術活動のさらなる充実

子ども、高齢者、障害者、在住外国人など、市民誰もが等しく身近に文化芸術に触れ親しむことのできるまちを目指し、多様な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、日頃、文化芸術に触れる機会が少ない人に、身近な場所で文化芸術に触れる機会を創出します。

また、アーティストによる文化芸術を鑑賞するだけでなく、市民自らが文化芸術活動に携わり、表現することで文化芸術に対する造詣を深められるよう、市民参加型の文化芸術事業を展開し、市民による文化芸術活動の更なる充実に取り組みます。

【関連するSDGsの主な目標】



施策① 多様な文化芸術の鑑賞機会を創出します

市民会館や文化博物館等の指定管理者及び明石文化国際創生財団が持つ専門性や機動力を活かし、多様な文化芸術を市内で鑑賞できる機会を充実します。また、これまで鑑賞機会の少なかった分野についても、新たに鑑賞機会を創出し、より幅広い分野の文化芸術に触れられるよう取り組みます。

〔これまでの取組〕

- ・明石市芸術祭、MERIDIAN 美術展
- ・明石薪能、中崎寄席
- ・佐渡裕指揮による兵庫芸術文化センター管弦楽団の公演

施策② 身近な場所で文化芸術に出会い、触れる機会を創出します

ホールや博物館等に限らず、商店街やショッピングモール等、町なかのオープンなスペースも利用して、普段あまり文化芸術に触れることのない人も含め、市民誰もが気軽に文化芸術に触れることのできる機会の拡充を図ります。

〔これまでの取組〕

- ・市内商業施設や市民広場等でのあかしふれあいコンサート
- ・通路等の壁面を利用した美術作品の展示（西部市民会館スロープギャラリー、アスピア明石スマイルギャラリー、ウィズあかしウォールギャラリーなど）

施策③ 市民が自ら取り組める文化芸術事業を推進します

明石市文芸祭や明石市美術展等、これまで長年にわたり実施してきた事業への参加を促すとともに、新たな市民参加型事業を展開します。

〔これまでの取組〕

- ・明石市文芸祭（公募）、明石市美術展（公募）
- ・吟行俳句会

施策④ 障害者の文化芸術活動を促進します

障害者を対象に文化芸術活動の体験機会を設け、障害者の文化芸術活動を促進します。また、障害者による文化芸術活動への市民の理解を深められるよう、作品の鑑賞機会を設けるなど、啓発に取り組みます。

〔これまでの取組〕

- ・総合福祉センター（本館・新館）における障害者のアート展示
- ・障害者を対象とした創作教室（いけばな、陶芸、写真、編み物等）の開催
- ・アートシップ明石（文化博物館、あかし市民広場等における障害者による作品展）

施策⑤ 在住外国人が日本文化に親しみ、理解を深める取組を推進します

在住外国人を対象に、日本の伝統文化の鑑賞や、日本文化を体験する機会を提供し、日本の文化芸術への理解を深められるよう支援します。

〔これまでの取組〕

- ・浴衣着付け体験、日本料理教室
- ・日本語学習会
- ・地域の夏祭りへの参加、明石薪能や明石市芸術祭の鑑賞

展開方針 2 文化芸術活動充実のための環境整備

日頃の文化芸術活動の成果や作品を発表する機会を充実することで、活動に対する市民のモチベーションを活性化します。これと同時に、身近な家族・友人・知人の文化芸術活動に触れることで、趣味や生きがいとしての文化芸術活動に興味や関心呼び起こし、新たに自ら文化芸術活動に携わるきっかけとすることにもつなげていきます。

また、文化芸術活動を行う場所は、市民の文化芸術活動（鑑賞、発表、創作、練習など）を支える重要な要素であることから、既存の文化施設の充実を図るとともに、それ以外の施設についても多様な活動の場としての利用を促し、創作や発表の場があふれるまちを目指します。

文化芸術の振興には、常に新たな価値観により多彩な文化芸術を創造していける環境づくりを推進する必要があります。そのため、市民一人ひとりの自主性、創造性を尊重し、魅力ある文化芸術を自由に創造・発展できるよう、市民の活動を支援します。

さらに、文化芸術に関する活動、人材、施設、催しなど多様な情報を蓄積させ、それらの情報を市民にわかりやすく発信します。また、必要とする人に必要な情報をタイムリーに届けられるよう、多様なメディアを活用し、より効果的な情報発信に取り組みます。

【関連する SDGs の主な目標】



施策① 文化芸術活動の成果を発表する機会を創出します

日々の文化芸術活動の成果を発表するコンサートや、日頃の創作活動による作品を発表する機会を設けるとともに、優れた作品に対する表彰を行います。

〔これまでの取組〕

- ・あかしふれあいコンサート、明石市芸術祭
- ・明石市文芸祭、明石市美術展
- ・アートシップ明石（障害者による作品展）
- ・オンライン芸術作品コンテスト

施策② 文化施設の柔軟な運営を推進します

市民会館や文化博物館等の指定管理者等と連携し、文化施設の機能、設備の拡充や利便性の向上など、利用者のニーズにあった柔軟かつ弾力的な施設運営に取り組みます。

〔これまでの取組〕

- ・市民会館のロビー等を活用したプロムナードコンサート
- ・小中学生の文化博物館の入館料を無料化
- ・市民会館におけるオンラインチケット販売
- ・文化博物館の年間観覧券を発行

施策③ 様々な施設を文化芸術活動の場として有効活用します

市民会館などの既存文化施設だけではなく、身近にあるコミュニティ・センターや遊休施設など、様々な場所を文化芸術活動の練習や発表の場として活用できるよう取り組みます。

〔これまでの取組〕

- ・議場コンサート
- ・アスパア明石アトリウムコートでのコンサート
- ・魚の棚青空楽市広場でのジャズイベント
- ・あかし市民広場やイオン明石「海の広場」でのふれあいコンサート

施策④ 市民の自主性と創造性を尊重した文化芸術活動を支援します

市民や文化団体の自主的な文化芸術活動を支援するため、明石文化国際創生財団等を通じて、活動内容や企画・発表、技術の向上などに関する相談、講師紹介等を行います。

〔これまでの取組〕

- ・文化団体等の自主事業の企画や助成制度などの相談
- ・自主公演等について財団のホームページやメールマガジンに掲載
- ・市内若手アーティストを対象とした「MERIDIAN 美術展」の開催
- ・若手アマチュアミュージシャンの出演を促進
- ・文化芸術振興事業助成金の交付

- ・市民会館事業に関する市民企画の公募

施策⑤ 文化芸術に関する情報を収集・集約し、効果的に発信します

財団を中心に形成したネットワークを活用し、文化芸術に関する情報を収集するとともに、集約した情報を SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の多様なメディアを利用して、効果的かつタイムリーに発信していきます。

〔これまでの取組〕

- ・財団ホームページにおける文化芸術情報の集約、発信
- ・財団のメールマガジン、機関誌の発行
- ・SNS（Twitter、Facebook、Instagram 等）を通じたよりタイムリーな情報発信
- ・明石市ホームページからの情報発信

展開方針

3

文化交流の促進と連携体制の強化

異なる分野や世代の文化芸術活動がその枠組みを超えて相互に連携・交流することで、活動を活性化し、新たな文化芸術の創生につながるよう、アーティストや文化団体と市民との交流など、様々な文化交流を推進します。

特に、障害の有無に関わらず誰もが個性と能力を発揮し、社会参加できるという市民意識を醸成するために、これまであまり交流の機会がなかった障害者の文化芸術分野との連携・交流を図ります。

また、国際化が進展する現代においては、文化芸術の振興においても、多様な文化への理解・尊重が求められています。そこで、文化芸術分野における姉妹都市等諸外国との交流や、在住外国人との交流を通じて異文化への理解を促進する事業を展開し、多様性を尊重した国際性豊かな市民文化の醸成に取り組みます。

明石文化国際創生財団については、2012年（平成24年）に中間支援組織として設立以降、市民の文化芸術活動の基盤として、関係団体等によるゆるやかな相互ネットワークの構築に取り組んできました。この取組は10年を経て定着しつつありますが、昨今の文化芸術活動を取り巻く状況を踏まえ、多様な団体等がこれまで以上に連携・協働して文化芸術活動を活性化できるよう、財団のコーディネート機能をより一層充実させていきます。また、財団は2019年（平成31年）に明石市国際交流協会と合流し、明石文化国際創生財団に改称して以降、在住外国人が日本文化への理解を深めるための活動や、市民の国際交流の推進にも取り組んできました。その取組を生かして、市民の文化活動での国際交流を支援するため、コーディネート等の役割を強化し、国際性豊かな市民文化の醸成に努めます。

また、文化芸術基本法の改正に伴い、文化芸術はその振興のみならず観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など幅広い分野との連携が重要となっています。そこで、他

分野との連携を強化し総合的な文化政策を推進することで、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていきます。

観光分野との連携については、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定されました。これは、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、そこから生み出される経済効果が文化の振興のために再投資されるという好循環を創出することを目的に制定されたもので、本計画においては、この法律の趣旨を取り入れ、特に観光分野との連携を一層強化し、文化施設や地域の文化・歴史資源を活かした取り組みを進めます。

【関連する SDGs の主な目標】



施策① 異分野・異世代間の交流や、市民とアーティストとの交流を推進します

異なる分野や世代間交流につながる事業に取り組むとともに、文化団体・アーティストと市民との交流促進を図ります。

〔これまでの取組〕

- ・多彩な芸術を鑑賞・体験できる「アートフルウィーク」
- ・異分野や世代間の交流の場の提供
- ・明石ゆかりの文化芸術関係者による集いの開催

施策② 姉妹都市、友好都市等との国際文化交流を推進します

次代を担う青少年を中心に、市民が国際的な文化交流により様々な刺激を受けられるよう、明石市の姉妹都市であるアメリカ合衆国・バレホ市や、友好都市である中華人民共和国・無錫市を始めとした諸外国との文化交流事業を実施します。

また、市民が様々な異文化に触れ、文化の多様性について理解を深める機会として、在住外国人等による講演会や異文化体験教室などを開催します。

〔これまでの取組〕

- ・バレホ市への明石市青少年ジャズダンス訪米団、明石市青少年親善訪米団の派遣
- ・無錫市への明石市青少年ジャズダンス訪中団、明石市青少年選抜吹奏楽訪中団の派遣
- ・無錫市江南中学校吹奏楽交流団の受入
- ・無錫市との図書交換（市立図書館）
- ・国際理解講演会、世界の料理教室、異文化交流広場、子ども異文化体験

施策③ 中間支援組織の機能を強化します

本市における文化芸術の振興には、明石文化国際創生財団が担うコーディネート（橋渡し）機能の充実が不可欠です。そこで、以下のような各機能を今以上に充実させることにより、市民や文化団体等の活動に厚み・広がりをもたらすとともに、新たな文化芸術の創造・発展に努めます。

【中間支援組織としての役割】

●プラットフォームの提供、ゆるやかな相互ネットワークの形成

文化芸術に関する多彩な分野や幅広い年齢層の市民が出会い語らうことができ、情報を得ることができる交流の拠点としてプラットフォーム機能を果たします。

また、文化芸術の担い手やボランティアとしての人材を育成するため、アートマネージャーやボランティアの養成講座などを開催します。

〔これまでの取組〕

- ・文化イベントプロデューサー養成講座の開催
- ・ネットワーク会議の開催
- ・異文化交流カフェ・異文化交流サロンの開催
- ・国際文化交流等に関するボランティア養成講座の開催

●情報の発信・共有

市内の多様な文化芸術情報を集約し、発信することで、市民や文化団体の文化芸術活動を支援します。また、文化資源や資料のデータを蓄積し、人材バンクの機能を果たします。

〔これまでの取組〕

- ・インターネット、SNS、動画を活用した情報収集、情報発信
- ・メールマガジンの発信、機関誌・フリーペーパーの発行
- ・郷土芸能や地域の伝統文化芸術行事に関する情報の集約
- ・アーティストについての調査とデータベースの充実
- ・国際交流ボランティアの登録
- ・やさしい日本語や多言語による情報の発信

●相談への助言、斡旋及び助成

情報提供、相談、人材仲介などを通じて、市民や文化団体の文化芸術活動を支援します。また、団体やアーティストの文化芸術活動に対する助成や、優れた活動に対する顕彰を行い、文化芸術活動を支援します。

特にウィズコロナ社会においては、発表・創作機会の減少に加え、イベント開催の判断、感染予防対策など、文化芸術活動を行ううえで共通の課題を抱えることが多いと考えられることから、これまで以上にサポートが重要となっています。

〔これまでの取組〕

- ・文化団体等の自主事業の企画や助成制度等の相談、助言
- ・アーティストや登録ボランティアの紹介
- ・アートマネジメント講座の実施
- ・新型コロナウイルス感染症への対応についての情報提供
- ・文化芸術振興助成金、国際交流活動助成金、アーティスト緊急支援金等
- ・若手アーティストの顕彰（MERIDIAN 芸術賞）

施策④ 文化観光を始めとする他分野との連携を強化します

文化芸術活動と観光振興とを連携することで、市内外から多くの人たちを集め、まちの賑わいづくりや経済の活性化につなげていきます。また、文化資源を活用したまちづくりを進めることで、文化の発展を観光需要につなげ、観光振興によるまちの潤いがさらに文化の発展を支えていくという好循環を生み出します。

また、教育委員会等と連携して、次代を担う子どもたちに様々な文化芸術に触れる機会を提供するとともに、様々な年代の方が文化芸術活動を通して学び、充実感を得られるよう、生涯学習としての文化芸術活動の支援に努めます。

その他、行政の様々な機関と連携して、新たな分野との連携の可能性を模索します。

〔これまでの取組〕

- ・明石薪能、吟行俳句会の開催（観光との連携）
- ・市立高齢者大学校あかねが丘学園やコミセンで開催される各種講座における文化芸術活動の促進（生涯学習との連携）
- ・子どもを対象としたあかし楽講座の開催（生涯学習との連携）
- ・市内小中学校へのアーティスト派遣（教育との連携）
- ・ふれあいコンサートにおける中高生吹奏楽部による演奏（教育との連携）
- ・市内小中学校を通じた明石市文芸祭・美術展への参加促進（教育との連携）

展開方針

4

地域特有の文化資源の継承と発展

本市には、恵まれた文化資源が多数あります。歴史と伝統に根ざした独自の文化資源を活かした取組を行うことにより、市民がそれらを再発見・活用する機運を盛り上げるとともに、それらに親しむことで郷土に対する誇りや、まちへの愛着を育むことにつなげていきます。

また、このような取組を通じて、子どもをはじめとする多くの市民がふるさと明石を愛し、「ずっと住み続けたい」と実感することを目指します。

なお、文化財の保存活用に関する事項の詳細については、「明石市文化財保存活用地域計

画」において定めます。

【関連する SDGs の主な目標】



施策① 地域の伝統文化を守り、継承し、活用する取組を推進します

地域の歴史・文化・先人について学ぶ機会を子どもたちに提供し、郷土への理解を深め、愛着を育むとともに、伝統文化の新たな担い手の育成を支援します。また、地域に伝わる郷土芸能など地域に根ざした文化活動を把握し、現代人の心にも響くような工夫や演出を加えるなど、その継承と活用を支援します。

〔これまでの取組〕

- ・子どもを対象としたあかし楽講座
- ・明石市内の秋祭りや伝統文化事業に関する情報の収集・集約と発信

施策② 地域の文化資源に親しみ、わがまちへの愛着を深める取組を推進します

市民が地域の文化資源の魅力を知り、親しめるよう、市内フィールドワークによる文化資源の探索に取り組むとともに、身近な地域の歴史や史跡、旧跡などを紹介します。また、文化資源の特性を活かした催しや講座を開催します。

〔これまでの取組〕

- ・あかし文化遺産マップの作成
- ・中崎公会堂でのクラシックコンサート、100周年を記念した講演会、児童対象ワークショップ「あかし落語塾」
- ・明石にゆかりのある資料及び作家の作品を紹介する展覧会、埋蔵文化財発掘調査の成果を紹介する展覧会等
- ・文化財探索ウォーク
- ・明石城築城400年、市制施行100周年記念シンポジウム

施策③ 文化芸術に関する地域の人材を活用します

市内で活動している文化人、アーティスト、伝統文化に携わる人、ボランティアなどに関する情報を収集し、人材の活用を図ることで、地域の人材と市民とのつながりを促進します。

〔これまでの取組〕

- ・明石ゆかりのアーティストや国際交流ボランティア等のデータベース化
- ・小中学校へのアーティスト派遣

- ・明石フィルハーモニー管弦楽団によるアウトリーチ活動

施策④ 特色ある文化芸術事業を支援します

地域に根付いた郷土文化の研究・普及活動の支援や、音楽のあふれるまちづくりなど、本市の特色ある文化の創造を支援します。

〔これまでの取組〕

- ・明石フィルハーモニー管弦楽団（たこフィル）の定期演奏会
- ・明石フィルハーモニー・ジュニア・オーケストラの定期演奏会
- ・明石公園等における明石薪能
- ・佐渡裕指揮による兵庫芸術文化センター管弦楽団の公演
- ・地域の歴史を学ぶ「あかし楽講座」
- ・あかし文化遺産マップ（東部編・中部編・西部編）を使用した講座

展開方針

5 次世代の育成

文化芸術は自分自身を表現し、創造性を高めるだけではなく、子どもの豊かな感性やコミュニケーション能力を育むために大変重要なものです。また、幼少の頃から文化芸術に触れ、鑑賞し、表現されている世界観を読み解く力を養うことは、子どもたちが生涯に渡って文化芸術に親しみ、心豊かな人生を送れるよう文化的素地を築くことにもつながります。

このような文化芸術のもつ力を活かして、特に次代を担う子どもたちが文化芸術に触れ親しむ機会の提供や、子どもたちの文化芸術活動を促す機会の創出に努めるとともに、文化芸術活動に取り組む若者を支援するなど、積極的な次世代育成に向けて取り組みます。

また、子どもたちがふるさと明石について知り、愛着を深めるよう、地域の歴史・文化・先人について学び、文化財に触れ親しむ機会を提供します。

【関連する SDGs の主な目標】



施策① 子どもたちに向けた文化芸術の鑑賞機会を創出します

教育委員会等と連携し、子どもたちが文化芸術を鑑賞する場を設けます。また、文化芸術イベントにおいては、子どもたちがより鑑賞しやすくなるよう取り組みます。

〔これまでの取組〕

- ・高校生を対象とした芸術鑑賞会（古典、音楽、演劇）
- ・小中学校へのアーティスト派遣
- ・中学生以下の文化博物館の入館料を無料化
- ・親子コンサートの開催

施策② 子どもたちが参加・体験できる文化芸術事業を推進します

子どもたちに多様な文化芸術の体験の機会を提供するため、文化芸術の体験教室を行う団体等に対する支援や、小中学校での芸術家による体験指導を行います。また、学校施設やコミュニティ・センターなど、子どもたちにとって身近な場所を活用し、地域の中で文化芸術に触れることのできる取組を推進します。

〔これまでの取組〕

- ・市内小中学校を通じた明石市文芸祭・美術展への参加促進
- ・文化団体が行う体験教室や参加イベントの広報支援
- ・茶会における親子茶道体験
- ・いけばな展におけるこどもいけばな体験
- ・子どもを対象としたあかし楽講座
- ・明石薪能におけるこども仕舞
- ・佐渡裕氏による小学校、養護学校での音楽特別授業

施策③ 次世代の文化芸術活動を支援します

小さな子どもから若手アーティストまで、次代を担う若者たちの文化芸術活動を支援する取組を推進します。文化芸術活動に取り組んでいる若い世代に対して、日頃の取組の成果を発表したり、優れた作品やパフォーマンスを表彰したりする機会を設け、若者たちに夢を与えると同時に、文化芸術活動に対する意欲の向上に努めます。

〔これまでの取組〕

- ・Greatest Kid' s Talent（ちびっこアーティスト育成事業）
- ・子ども文化芸術活動助成金
- ・フレッシュコンサート（次世代アーティスト支援）
- ・MERIDIAN 芸術賞（若手アーティストの顕彰）



第4章 計画の効果的な推進に向けて

1 それぞれの役割

条例では、文化芸術の振興を図るうえで、市民、団体等及び市の役割を以下のように定めています。

(1) 市民の役割

文化芸術を担う主体であることを自覚し、様々な文化芸術活動を行うことにより、文化芸術の振興に寄与します。また、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めます。

(2) 団体等の役割

地域社会の一員として、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めます。

※なお、明石文化国際創生財団は中間支援組織であり、この「団体等」に含まれます。

(3) 市の役割

- ① 文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- ② 文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。
- ③ 文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めます。

※なお、財団の創設に伴い、現在では財団が文化芸術事業の実施主体として、これまで市が担ってきた役割の多くを担っています。

2 推進体制

本計画に基づき各施策を推進するため、市民、団体等及び市は、各々の役割を認識したうえでそれぞれが主体的に取り組むとともに、互いに積極的に連携・協力します。なお、その際には、それぞれが持つ人材、情報その他の資源を有機的に活用しながら進めます。

また、市は様々な分野における文化的施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署間での調整を行うとともに、情報収集と連携に積極的に取り組みます。

これらを踏まえ、市及び財団等は本市における文化芸術のより一層の振興に向け、以下のとおり取り組んでいきます。

(1) 市

財団の創設に伴い、これまで市が直接実施してきた文化芸術事業の大部分は財団が担っています。そのため、市はこれまでと同様、文化芸術に係る政策全般の企画・立案を担い

ます。

また、財団が本計画に基づき中間支援組織として各事業を実施できるよう、市から財団への補助金を確保するなど、財政支援に努めます。

これに加えて、各施策を効果的に実施できるよう、財団及び関係機関等との連携協力をより一層強化します。

(2) 明石文化国際創生財団

中間支援組織である財団は、多様な文化芸術活動の担い手による連携・協働の拠点として、また、文化芸術活動の支援を通して、これまで培ってきたノウハウやネットワークを活かし、市内の文化団体やアーティストと市民とのコーディネート（橋渡し）、情報提供、相談、支援事業などについて、より一層積極的に取り組みます。

また、市と連携を図りながら本計画の推進に積極的に関与し、効果的で時宜を得た文化芸術事業の企画、実施に自ら取り組みます。これと同時に、事業の実施を通じて得られる新たなノウハウや人的ネットワークを蓄積し、新たな事業展開の可能性を模索します。

これに加えて、市から受託する文化芸術事業について、より効果的・効率的な実施に取り組みます。

(3) 市民会館等の指定管理者

市民会館、西部市民会館、文化博物館等を管理・運営している指定管理者は、これらの施設が本市における文化芸術活動の拠点であることから、市民がより一層多彩な文化芸術に関われるよう、文化芸術を鑑賞・発表する場の提供を推進します。

また、市や財団と連携・協力し、各事業の実施を通じて本計画の推進に関与します。

以上の方法により、それぞれが連携を取りつつ各施策を着実に推進することで、目指す姿「文化とアートでみんながつながるまち あかし」の実現を図ります。



明石市民会館



西部市民会館

第2期 明石文化芸術創生基本計画体系図

目指す姿

文化とアートでみんながつながるまち あかし

展開方針

(1) 市民による文化芸術活動のさらなる充実

施策

- ① 多様な文化芸術の鑑賞機会の創出
- ② 身近な場所で文化芸術に出会い、触れる機会の創出
- ③ 市民が自ら取り組める文化芸術事業の推進
- ④ 障害者の文化芸術活動の促進
- ⑤ 在住外国人が日本文化に親しみ、理解を深める取組の推進

(2) 文化芸術活動充実のための環境整備

施策

- ① 文化芸術活動の成果を発表する機会の創出
- ② 文化施設の柔軟な運営の推進
- ③ 様々な施設を文化芸術活動の場として有効活用
- ④ 市民の自主性と創造性を尊重した文化芸術活動への支援
- ⑤ 文化芸術に関する情報の収集・集約及び効果的な発信

(3) 文化交流の促進と連携体制の強化

施策

- ① 異分野・異世代間の交流及び市民とアーティストとの交流の推進
- ② 姉妹都市、友好都市等との国際文化交流の推進
- ③ 中間支援組織の機能強化
- ④ 文化観光を始めとする他分野との連携の強化

(4) 地域特有の文化資源の継承と発展

施策

- ① 地域の伝統文化を守り、継承し、活用する取組の推進
- ② 地域の文化資源に親しみ、わがまちへの愛着を深める取組の推進
- ③ 文化芸術に関する地域の人材の活用
- ④ 特色ある文化芸術事業への支援

(5) 次世代の育成

施策

- ① 子どもたちに向けた文化芸術鑑賞機会の創出
- ② 子どもたちが参加・体験できる文化芸術事業の推進
- ③ 次世代の文化芸術活動への支援